

金融商品取引業の廃止の公告

当社は、令和 年二月二十九日をもって金融商品取引業を廃止することいたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに金融商品取引業に關し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

令和 年一月二十八日

東京都千代田区霞が関

株式会社

代表取締役